

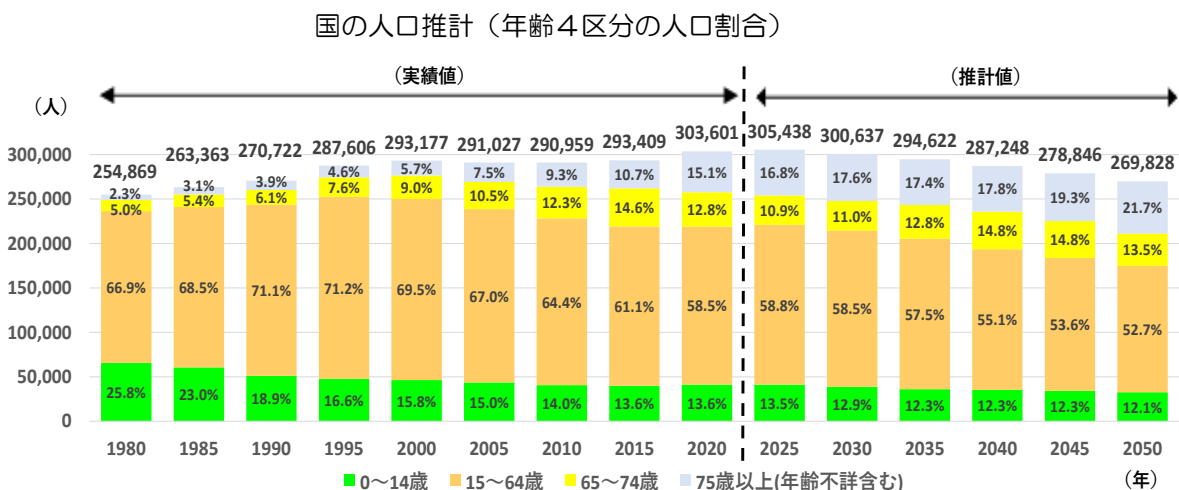
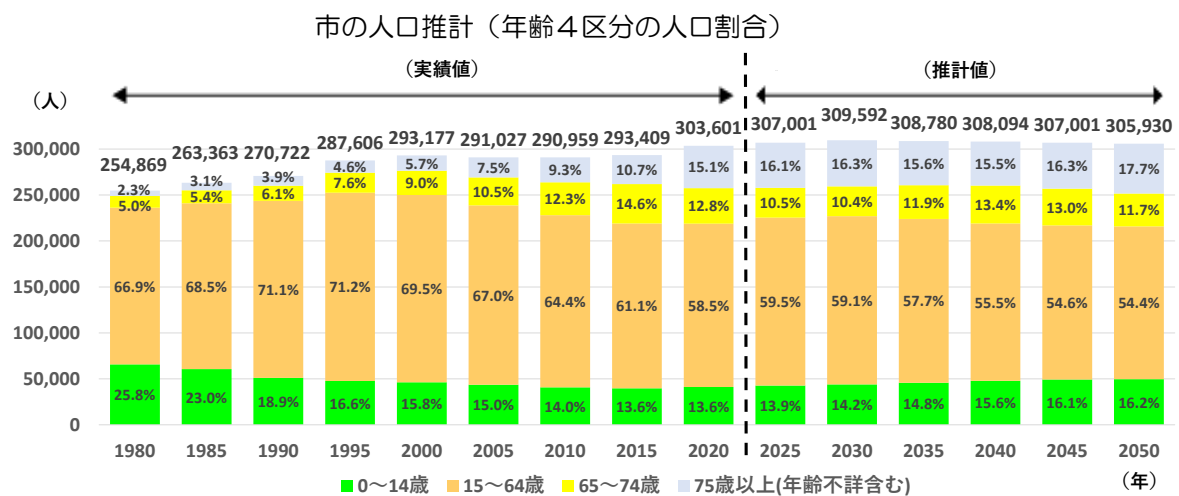
1 公共施設配置適正化に取り組む背景

(1) 人口推移

本市の人口は、2000年に国勢調査人口が29万人を超えて以降、横ばいの状況が続いていましたが、まちづくりの戦略の柱として「こどもを核としたまちづくり」などを位置づけ、「5つの無料化」をはじめとする全国に先駆けた子育て施策に取り組んできたことなどにより、全国的に人口減少が進む中、魅力あるまちとして選ばれ、2020年に30万人を超え、2024年まで12年間連続して増加し、過去最高を更新している状況です。

「あかしSDGs推進計画(明石市第6次長期総合計画)」の推計(以下「市の人口推計」という。)では、2050年まで30万人を維持できる見込みです。一方、「国立社会保障・人口問題研究所」の推計(以下「国の人口推計」という。)では、全国的な傾向と同様に、市の人口は減少し、2025年をピークに、2035年には30万人を下回り、2050年には27万人を下回るものと推計されています。

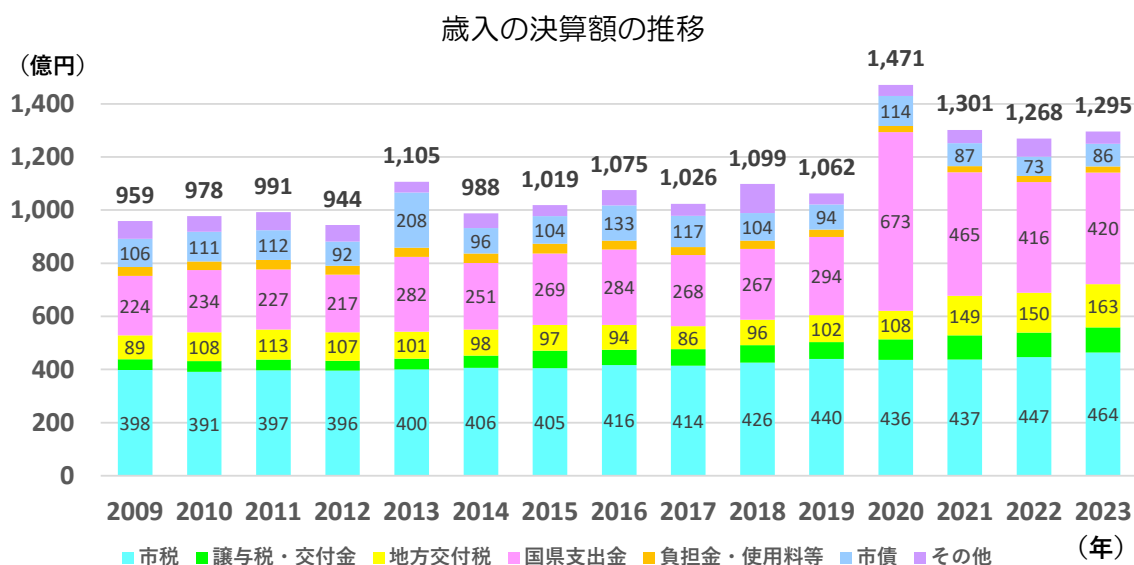
大幅な人口の減少は、労働力の低下や地域経済の担い手の減少となり、経済活動や社会活動の停滞・衰退にもつながり、市の財政に大きな影響があるものと考えられます。



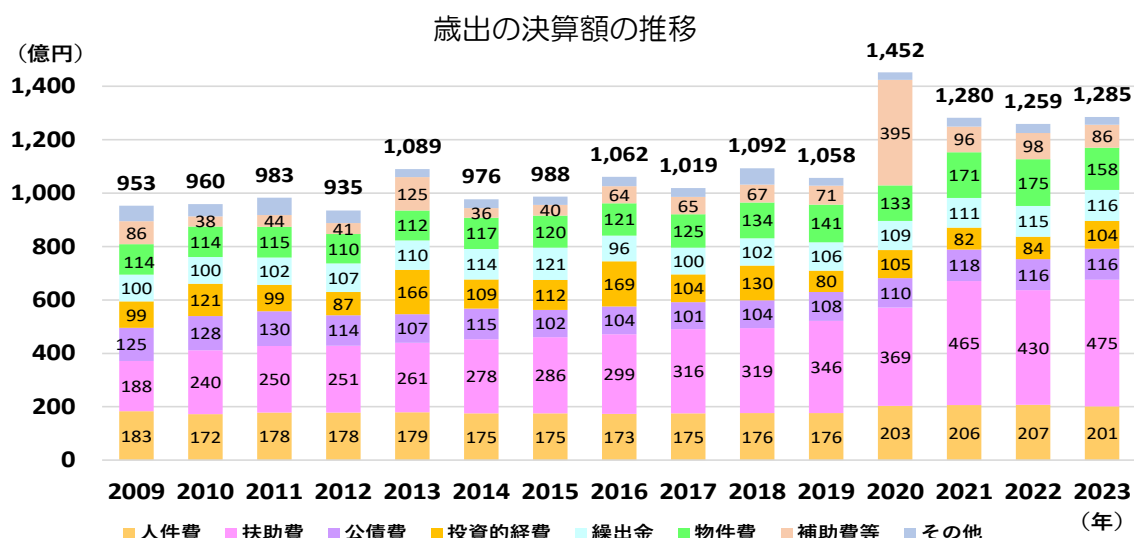
(2) 財政状況

一般会計の歳入歳出の決算規模について、過去15年間の推移を見ると、2013年度に1,000億円を超え、さらに2018年度の中核市移行や2019年度の児童相談所の設置、また2020年度には、新型コロナウイルス感染症対策経費等の増加により、決算規模は大きく増加しました。

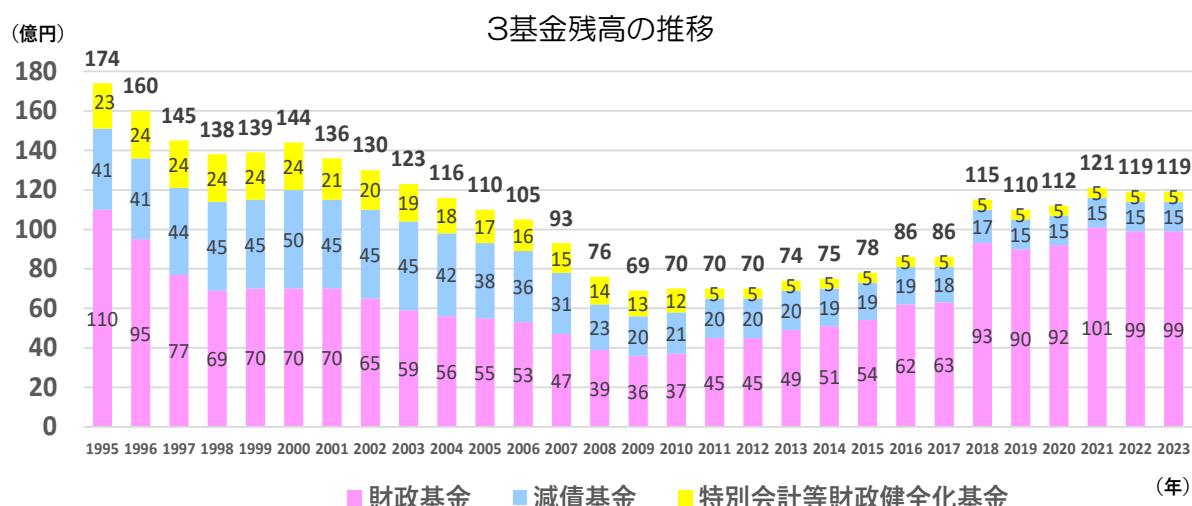
歳入の内訳を見ると、市税は事業所税の課税などにより15年間で66億円増加し、2023年度決算では過去最高となっています。さらに国勢調査人口の増加等により地方交付税が15年間で74億円増えており、国の財政制度を活用しながら財政運営を行っています。



歳出の内訳を見ると、主に扶助費が子育て世帯の増加に伴うこども関係経費や障害福祉事業費などの増加により15年間で287億円、約2.5倍に増加しており、今後も少子高齢化の影響により増加すると見込んでいます。

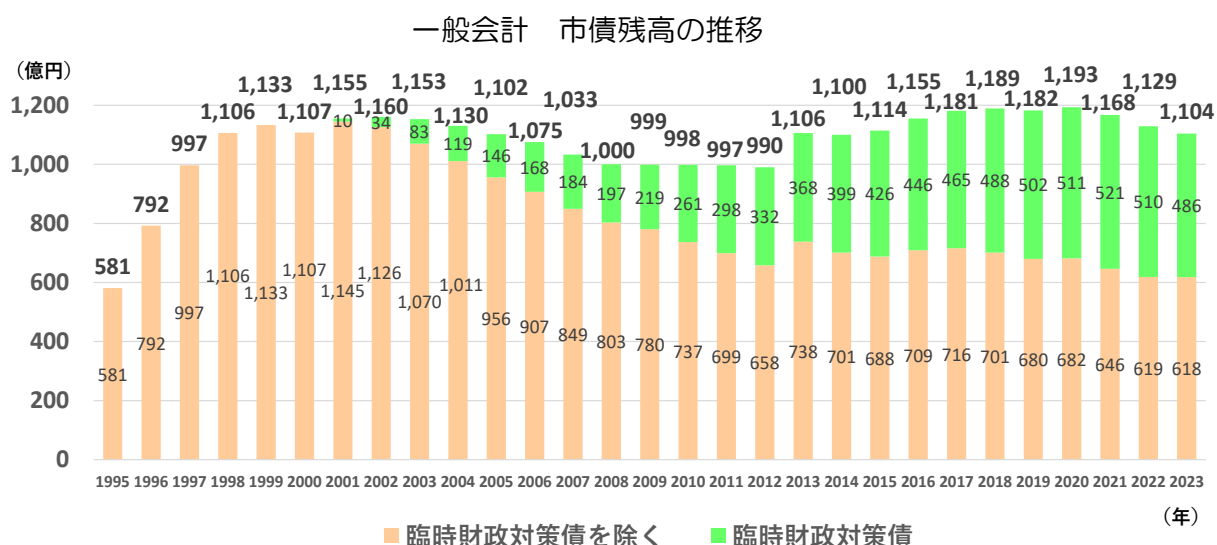


主要な3基金（財政基金・減債基金・特別会計等財政健全化基金）は、過去最大であった1995年度以降、阪神・淡路大震災に伴う施設整備の財源として活用し、さらに国の三位一体改革に伴う国庫支出金や地方交付税改革による地方財源の縮小、景気の低迷などにより、減少傾向でしたが、近年は景気回復による市税収入の増加や土地売払収入などにより、2023年度残高は119億円となっています。



市債残高は、1995年度の阪神・淡路大震災以降増加し1,000億円を超え、さらに2001年度から、法人税や所得税など国税の一定割合が必要額に足りないため3か年の臨時措置として臨時財政対策債が創設されましたが、国の財源不足は続き、現在に至るまで継続され、市債残高を減らすことができない要因となっています。

2013年度以降、土地開発公社清算のための第3セクター改革推進債の借入や、明石駅前南地区市街地再開発事業の財源としての借入などにより市債残高が増加しましたが、近年は減少傾向となっています。



今後の財政状況を見通す上で前提となる今後の収支見込みについては、市役所新庁舎や新ごみ処理施設の整備などに伴う市債の返済額の増加により、長期的な収支見込みでは、歳入の確保や歳出の見直しなど健全な財政運営に向けた取組がなければ、歳出が歳入を上回り、市の人口推計に基づく収支見込みでは、2033年度末の3基金残高は85億円程度になると見込んでいます。（※グラフ1参照）

また、国の人口推計による収支見込みでは国勢調査人口の減により地方交付税が減少し、2033年度末の3基金残高は48億円程度と見込んでいます。（※グラフ2参照）

さらに少子高齢化の進行による扶助費など社会保障関係経費の増加や、人口増加にあわせて集中的に整備した公共施設の老朽化の進展により、維持管理や改修・更新等に係る費用が増加する見通しであり、財政運営に大きな影響があることが懸念されます。

グラフ1 【今後の収支見込み】（市の人口推計）

（単位：億円）

年度	2023 決算	2024 見込	2025 予算	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
歳入合計(1)	752	767	762	774	790	796	793	795	804	810	810
市税	464	449	471	473	474	478	482	482	485	488	488
地方交付税	180	192	181	191	196	199	199	203	209	212	212
地方交付税	(163)	(184)	(181)	(187)	(192)	(195)	(195)	(199)	(202)	(205)	(205)
国勢調査人口	(0)	(0)	(0)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(7)	(7)	(7)
臨時財政対策債	(17)	(8)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
その他	108	126	110	110	120	119	112	110	110	110	110
歳出合計(2)	748	774	770	771	781	794	794	800	808	820	819
人件費	178	205	198	210	200	210	200	210	200	213	209
扶助費	106	110	114	118	122	126	130	134	138	142	146
子育て関連経費	40	38	35	36	36	36	36	36	36	36	36
公債費	113	103	103	102	105	111	114	116	119	124	121
投資的経費	14	9	19	7	17	7	17	7	17	7	7
繰出金	94	95	97	99	99	101	103	105	107	109	111
庁舎・新ごみ基金積立金	2	12	5	8	7	7	0	0	0	0	0
その他	197	198	199	191	194	192	193	192	191	189	189
財政基金積立金	4	4	0	0	1	4	1	0	0	0	0
収支差引額(1)-(2)	4	△ 7	△ 8	3	9	2	△ 1	△ 5	△ 4	△ 10	△ 9
基金取崩見込額	4	7	8	0	0	0	1	5	4	10	9
基金残高見込額	119	116	108	108	109	113	113	108	104	94	85

グラフ2 【今後の収支見込み】（国の人口推計）

（単位：億円）

年度	2023 決算	2024 見込	2025 予算	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
歳入合計(1)	752	767	762	772	786	791	789	793	795	801	801
市税	464	449	471	473	474	478	482	482	485	488	488
地方交付税	180	192	181	189	194	197	197	201	200	203	203
地方交付税	(163)	(184)	(181)	(187)	(192)	(195)	(195)	(199)	(202)	(205)	(205)
国勢調査人口	(0)	(0)	(0)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(△2)	(△2)	(△2)
臨時財政対策債	(17)	(8)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
その他	108	126	110	110	118	116	110	110	110	110	110
歳出合計(2)	748	774	770	771	780	793	793	800	808	820	819
人件費	178	205	198	210	200	210	200	210	200	213	209
扶助費	106	110	114	118	122	126	130	134	138	142	146
子育て関連経費	40	38	35	36	36	36	36	36	36	36	36
公債費	113	103	103	102	105	111	114	116	119	124	121
投資的経費	14	9	19	7	17	7	17	7	17	7	7
繰出金	94	95	97	99	99	101	103	105	107	109	111
庁舎・新ごみ基金積立金	2	12	5	8	7	7	0	0	0	0	0
その他	197	198	199	191	194	192	193	192	191	189	189
財政基金積立金	4	4	0	0	0	3	0	0	0	0	0
収支差引額(1)-(2)	4	△ 7	△ 8	1	6	△ 2	△ 4	△ 7	△ 13	△ 19	△ 18
基金取崩見込額	4	7	8	0	0	2	4	7	13	19	18
基金残高見込額	119	116	108	108	108	109	105	98	85	66	48

（出展）みんなの財政白書あかし2024

(3) 保有する公共施設の量

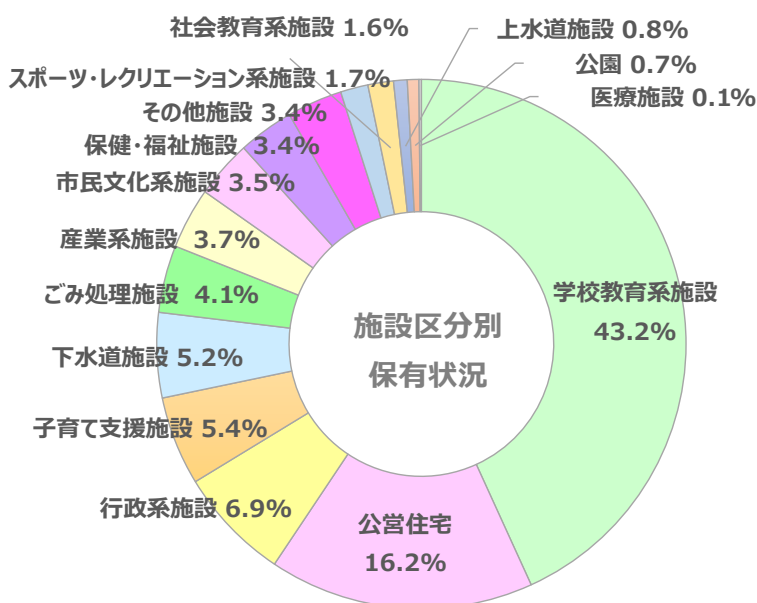
本市が保有する施設の延べ面積の合計は、2014 年度末の計画策定時点では 856,349 m²となっていたのが、2023 年度末は、874,223 m²となっています。この間、明石駅前南地区再開発（パピオスあかし）における総合窓口や市民図書館等の公共施設や東西の中学校給食センターの整備をはじめ、中核市移行に伴いあかし動物センター、さらに児童相談所設置により明石こどもセンターを整備するなど施設の保有量は増加しています。施設を用途別に分類すると、学校教育系施設の保有面積が最も多く、全体の 43%を占めており、次いで公営住宅が 16%となっています。（※表 1 参照）

2023 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳人口から市民一人あたりの公共施設の保有面積を算出すると、2.7 m²/人となります。本市は、狭い市域に 30 万人が暮らすコンパクトな住宅都市であり、市民一人あたりの公共施設の保有面積は近隣自治体と比較すると少ない状況となっています。（※グラフ 3 参照）

インフラについては、市民生活に必要な不可欠なものであることから、これまで社会経済の発展に伴い整備され、市民サービスの向上に貢献してきました。現在では、一定の量的ストックが形成されています。（※表 2 参照）

表 1 【施設区分別保有状況（2023 年度末）】

施設区分	施設数	延床面積(m ²)	割合
学校教育系施設	43	377,590	43.2%
公営住宅	32	141,442	16.2%
行政系施設	71	60,529	6.9%
子育て支援施設	58	47,492	5.4%
下水道施設	9	45,374	5.2%
ごみ処理施設	1	35,913	4.1%
産業系施設	5	32,626	3.7%
市民文化系施設	34	30,830	3.5%
保健・福祉施設	21	29,788	3.4%
その他施設	20	29,553	3.4%
スポーツ・レクリエーション系施設	12	14,739	1.7%
社会教育系施設	4	13,645	1.6%
上水道施設	4	7,275	0.8%
公園	67	6,145	0.7%
医療施設	2	1,283	0.1%
合計	383	874,223	



グラフ 3 【市民一人あたりの公共施設の保有面積の近隣市比較】

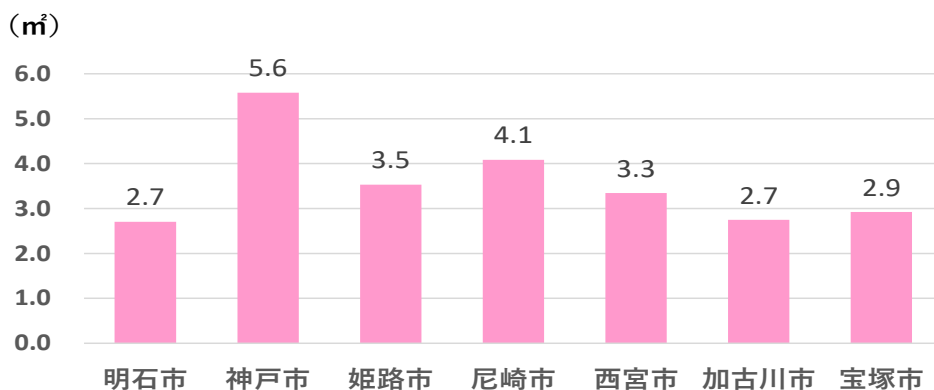


表2

【主なインフラ資産の保有量（2024 年度末）】

種別	主な施設	施設数
道路	市道 実延長	649 km
	道路面積	4,685,936 m ²
	道路改良率	87.4%
橋りょう	橋りょう数	225 橋
	橋りょう面積	25,657 m ²
上水道	管延長	926 km
	普及率	99.9%
下水道	管延長	1,151 km
	普及率	99.7%
	接続率	99.0%

（4）公共施設の老朽化

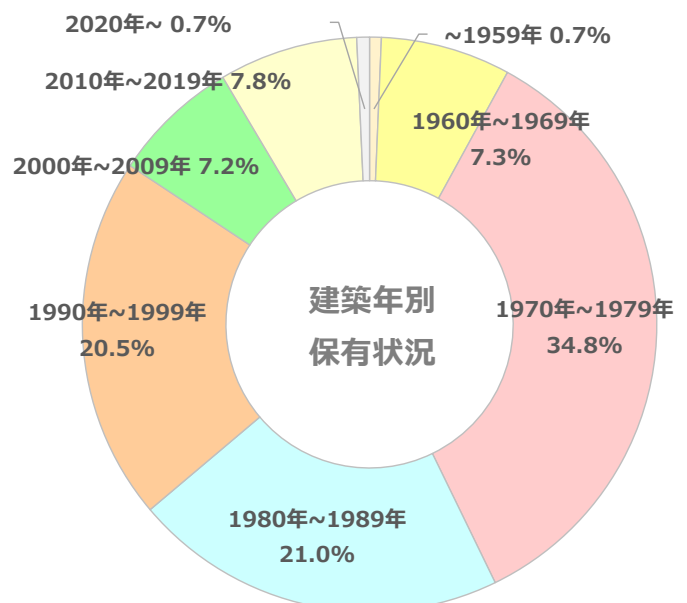
高度経済成長を背景に、人口増加に伴う行政需要に対応するため、施設を設置してきた結果、建築年別の延べ面積は 1970 年代に建築された施設が最も多く、全体の約 35%、次いで 1980 年代が約 21%、1990 年代が約 20%の順になっています。（※表3参照）

インフラについても、施設同様に経済成長と人口増加に合わせて整備されてきたことから、老朽化が顕著となってきており、安全面の確保や市民生活に影響がないよう定期的な点検や診断、必要に応じた補修、計画的な更新を行っていく必要があります。（※グラフ4～7参照）

表3

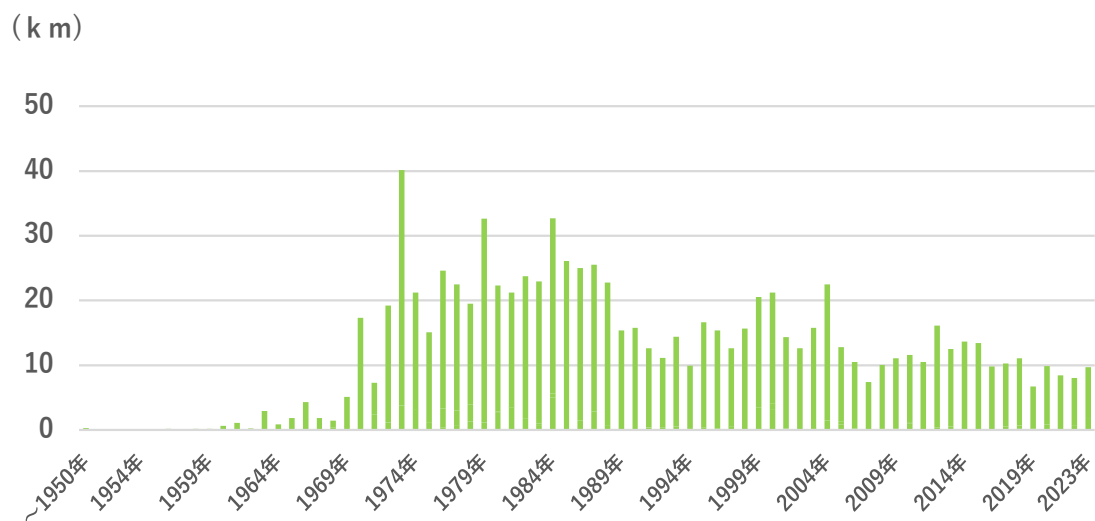
【建築年別保有状況（2023 年度末）】

建築年別	延床面積(m ²)	割合
～1959年	5,779	0.7%
1960年～1969年	63,952	7.3%
1970年～1979年	304,365	34.8%
1980年～1989年	184,010	21.0%
1990年～1999年	179,006	20.5%
2000年～2009年	62,544	7.2%
2010年～2019年	68,341	7.8%
2020年～	6,226	0.7%
合計	874,223	



グラフ4

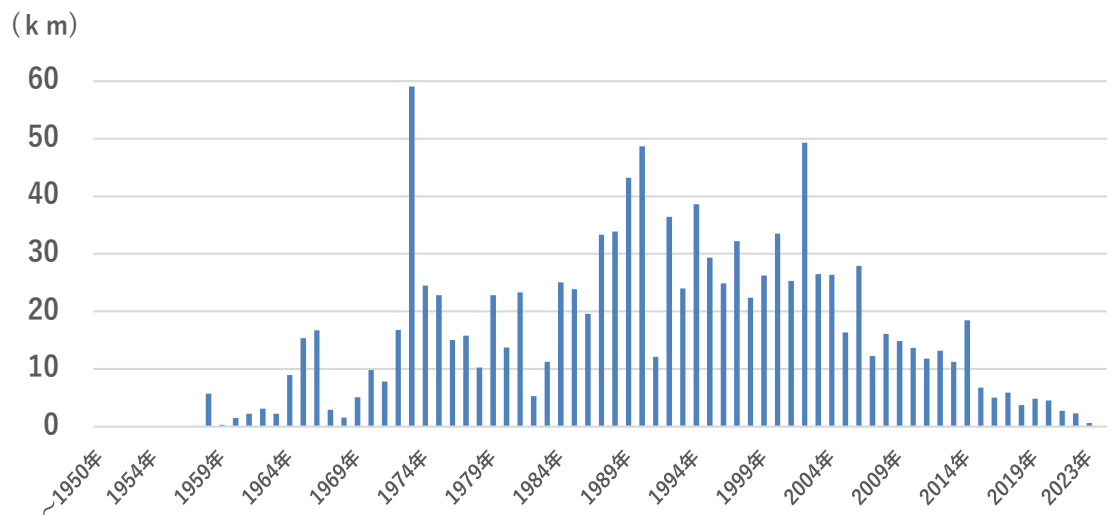
【上水道管路布設年度別延長の推移（残存管）】



※ 布設年度不明分は除く

グラフ5

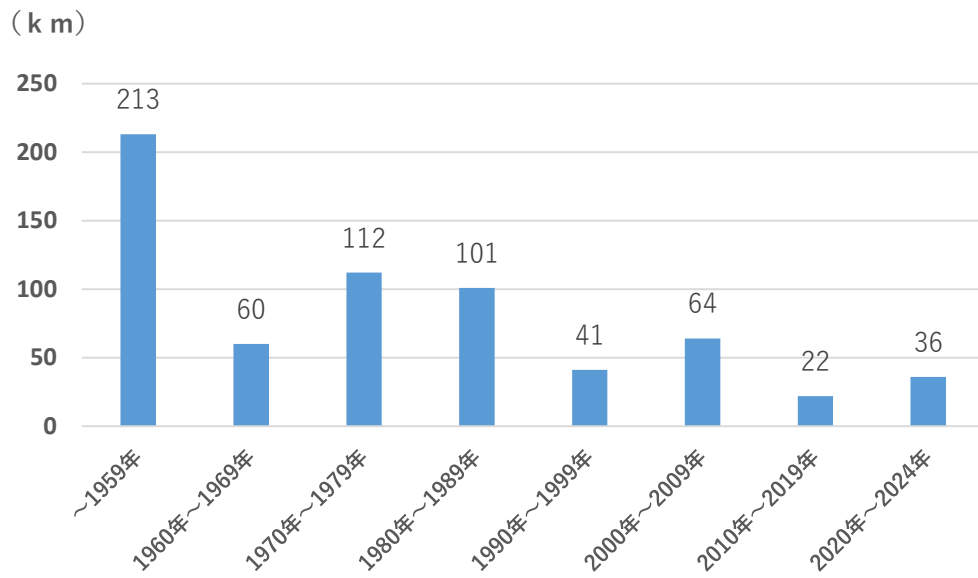
【下水道管路布設年度別延長の推移（残存管）】



※ 布設年度不明分は除く

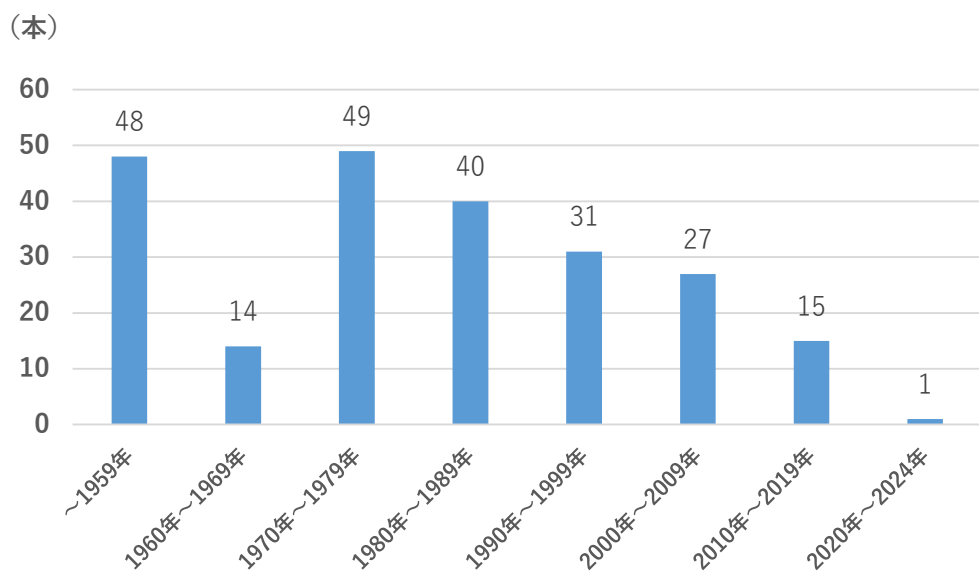
グラフ6

【認定年別市道延長】



グラフ7

【建築年別橋りょう数】



(5) 公共施設の現状と長寿命化の必要性

① 公共施設の改修・更新にかかるコスト

公共施設の計画的な保全により施設の長寿命化を図ることを前提として、今後30年間に必要となる改修・更新費用について、既存の施設やインフラを維持した場合の試算をしています。

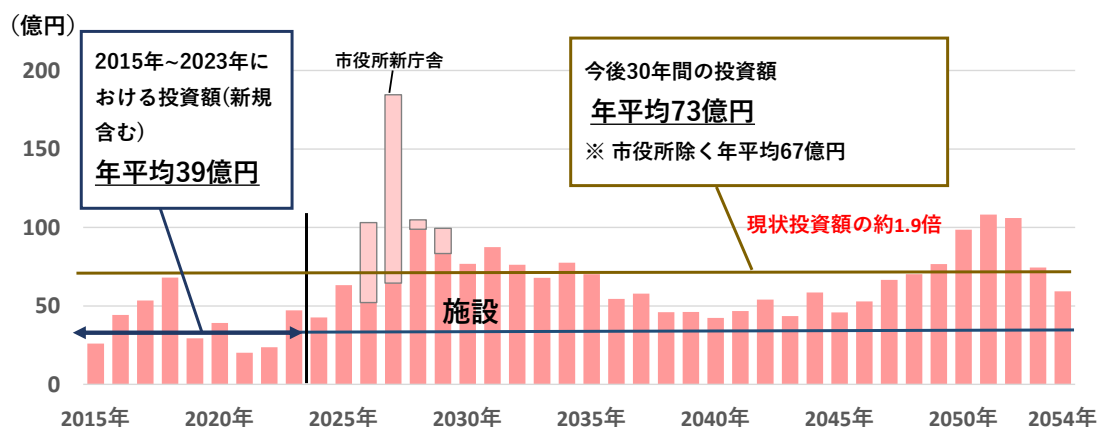
施設の改修・更新費用を試算すると、1年あたり平均は約73億円となり、第1期（2015年度～2023年度）の実績の年平均の約39億円と比較すると、約1.9倍の費用となります。（グラフ8参照）

インフラの改修・更新費用を試算すると、1年あたり平均は実績と同水準となり、施設との合計では、1年あたりの平均は約164億円となり、実績の年平均の約106億円と比較すると、約1.5倍の費用となります。（グラフ9参照）

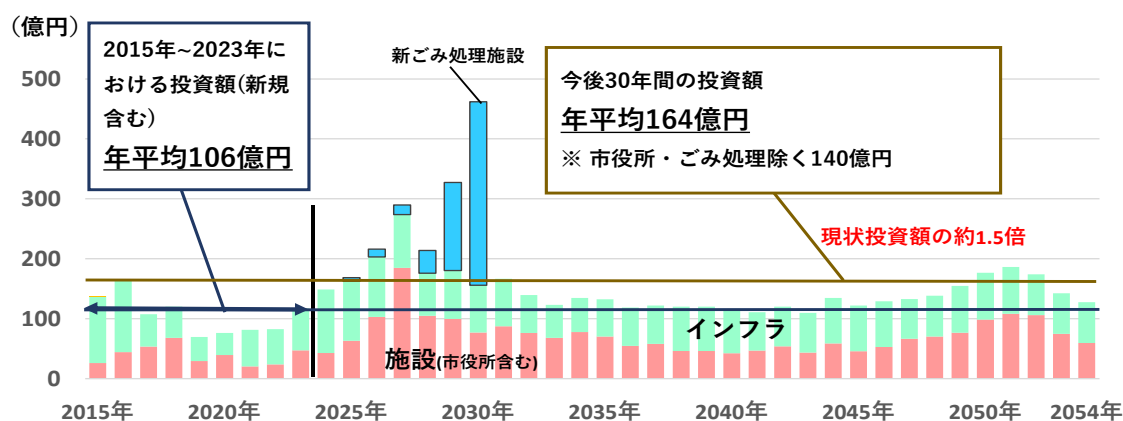
試算結果のとおり、既存の全ての公共施設を維持していくための財源を確保していくことは、極めて難しいと考えています。

財政的な制約がある中、施設の老朽化対策としては、改修や更新の優先順位を明確にすることで、施設の大規模改修や建替えが必要となる時期を分散させるとともに、施設総量の縮減による更新費用の圧縮により財政負担の年度間の平準化に取り組みつつ、施設の安全な利用ができるように取組を進めていく必要があります。

グラフ8 【施設の改修・更新費用の試算結果】



グラフ9 【施設・インフラの改修・更新費用の試算結果】



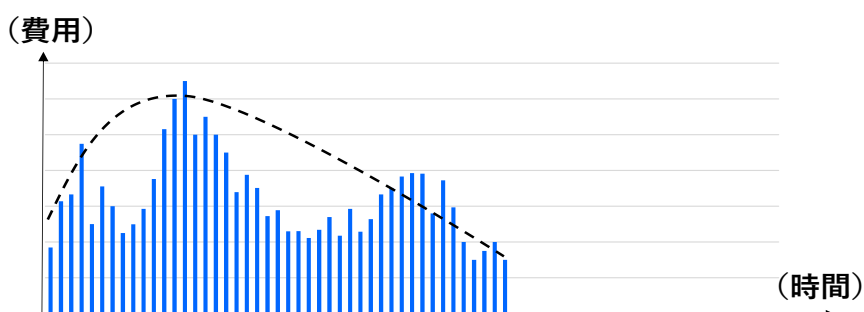
② 長寿命化の必要性

これまでの公共施設においては、施設の機能が著しく低下した場合は建替えればよいという考え方でしたが、近年では、施設総量に対して、施設の改修・更新にかけられる予算が限られ、法定耐用年数のようなサイクルでの建替えによる老朽化対策は難しく、施設を計画的に維持保全して、長寿命化を図ることによって、トータルコストを縮減することが必要となります。

また、施設の老朽度や施設の稼働率、利用状況を踏まえ、今後長期の使用は難しい施設に対して、大規模な改修を実施することは合理的でないため、施設総量の縮減を進めていく必要があります。さらには、必要な施設整備に優先順位をつけ、中長期的な視点により計画的な保全・更新を行うことで、財政負担の平準化していく必要があります。

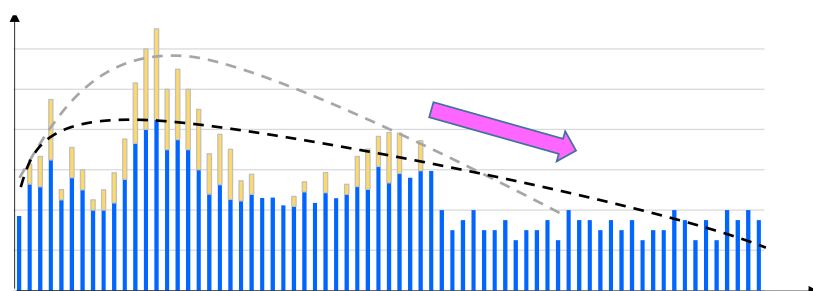
長寿命化による改修・更新のイメージ

これまで



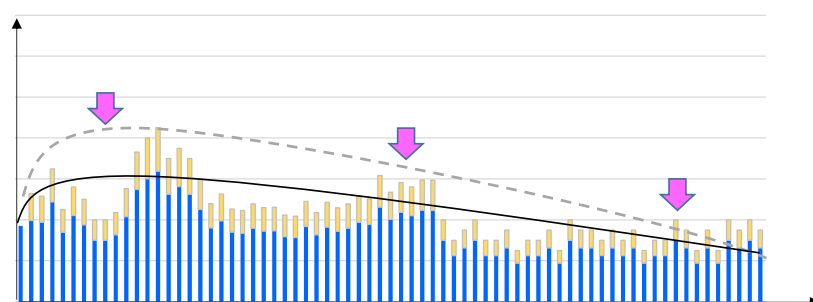
長寿命化
(建物の延命)

長寿命化により毎年度の
負担を軽減する



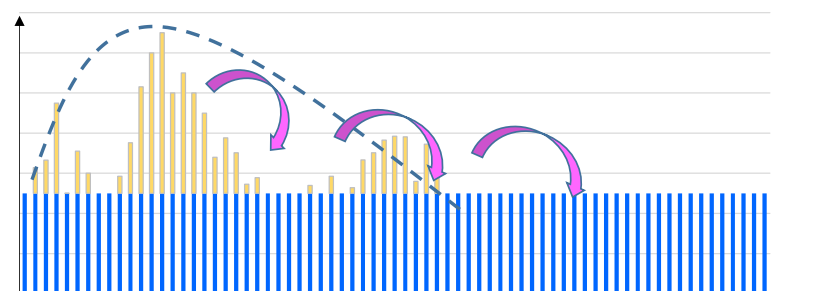
施設総量縮減

施設総量を減らすことで、
改修・更新を減らす



財政負担の
平準化

計画的に保全・更新を行うこと
で、毎年度の負担を平準化する



2 公共施設を取り巻く課題

公共施設を取り巻く課題

市の公共施設を取り巻く課題に以下のものが挙げられます。

(1) 増加する施設更新費用への対応

限られた財源の中で、行政サービスの水準を落とさずに提供し続けるためには、保有し続ける必要のある施設を見極め、保有する施設は長く大切に使用し、適切な維持管理により、財政負担を軽減していくことが求められています。

また、施設の更新については、更新時期が集中することから、施設総量の縮減による更新費用の圧縮や更新時期の分散による財政負担の平準化といった取組により、財政負担の少ない施設管理運営を進めていく必要があります。

(2) 老朽化していく施設への対応

保有する施設の多くが、建築後 40 年を経過し、老朽化が確実に進行しています。建物の劣化度や財政状況をはじめ、中長期的な視点で、建物の維持改修を行い、将来にわたってより長く、安全な施設利用ができるように取組を進めていく必要があります。

(3) 新たな市民ニーズへの対応

これまで行政需要に合わせて施設を整備してきましたが、少子高齢化、価値観の多様化、情報のデジタル化等に伴い、施設に対する市民ニーズも変化してきています。

既存の施設をすべて維持することは不可能であり、限られた施設や財源の中、新たな市民ニーズに見合ったサービスを提供していかなければなりません。

そのためには、市が保有するすべての施設において、時代に合った行政サービスへの転換を図り、行政として行うべきサービスは何か、行政として関与すべき度合いはどれだけか、市全体で検証しつつ、施設のあり方や民間活力の活用など、さらに施設運営について見直しを進めていく必要があります。

(4) インフラへの対応

インフラについても、施設と同様に上記(1)～(3)のような課題を有しています。特に、インフラは、道路や下水道など市民生活に必要不可欠なものであること、利用者が不特定多数であるため安全面への配慮が特に必要があり、頻発する自然災害から市民の生命・財産を守るという重大な役割を担っていることから、総合的・計画的に対応していく必要があります。

3 公共施設配置適正化の基本方針

(1) 基本方針としての6つの原則

公共施設配置適正化を推進していくためには、市全域における施設配置のバランスを考慮しながら、中長期的な視点で取り組む必要があります。

市の公共施設を取り巻く課題を解消し、持続可能な施設運営ができるよう公共施設配置適正化に向けた取組を推進するに当たり、次の6つの原則を市の基本方針として定めます。

① 施設総量を縮減する

更新費用の試算から、既存の施設をすべて維持することは困難なため、施設総量を縮減していかなければなりません。施設配置の方向性の検討には、施設の老朽度、利用状況、コスト面等から検討し、その情報を市民と共有し、転用、複合化、集約化、縮小、廃止、民間活用等に取り組みます。

② 施設を有効活用する

まず設置目的に沿った利用促進を図ることが重要です。次に多目的利用への展開を進め、当初の設置目的に限定されない柔軟な活用に取り組みます。

③ 施設を長寿命化する

既存施設については、定期的な点検や診断、必要に応じた補修・改修を実施し、長寿命化に取り組み、老朽化の防止対策を進めることで、維持管理に係る経費の平準化とトータルコストの縮減に努めます。また、施設の安全性を確保しながら、学校施設は90年以上、文化・スポーツ施設など大規模施設は80年以上使用することを目標とします。

④ 産官学連携を積極的に推進する

産官学共創のまちづくりを推進するため、民間事業者や学術・研究機関等のアイデアを活用した課題解決の取組、他自治体との連携強化を進めるとともに、指定管理者制度、包括管理業務委託等を活用しながら、民間施設の利用や民間の資金やノウハウを活用した施設運営（PFI）や民間提案制度等についても積極的に推進します。

⑤ 施設廃止による収入は、更新費用に充てる

施設を廃止した場合における土地及び建物の売却収入は、今後も維持していく施設の更新費用に充てることを基本とします。

⑥ インフラは、長寿命化等によるライフサイクルコストの縮減に対応する

インフラについては、日常点検と定期点検を連動させながら、安全面を第一に、長寿命化を図るとともに、民間活力の活用等により、ライフサイクルコスト（建設費、ランニングコスト及び解体費用を含めた施設の生涯に要する費用の総額）の縮減を進めます。特に、長寿命化を図るため、すでに策定している明石市橋梁長寿命化修繕計画のように各インフラごとの個別計画により、予防保全型の管理を進めます。

(2) 数値目標

公共施設配置適正化を推進していくに当たり、より実効性を高めるため、数値目標を設定しています。

インフラについては、公共施設配置適正化の基本方針に掲げているようにライフサイクルコストの縮減で対応することから、数値目標の対象外とします。

① 目標期間の設定

公共施設配置適正化を図るためには、中長期的な視点で取り組む必要があります。

本計画では、施設は一般的に耐用年数が高いことから、4期(40年間)を計画期間として、1期を10年としており、第1期が2024年度に終了しました。

今後、2054年度までの30年間については、社会情勢や財政状況等の変化が大きいことを踏まえ、10年ごとに数値目標を設定していきます。

この度、第2期(2034年度まで)の目標を設定します。

② 目標値の設定

第1期(2015年度～2024年度)の数値目標の設定当時は、全国的な流れと同様に、本市においても、人口減少・少子高齢化への進展をはじめ、財政面において、市税や地方交付税など歳入面では大きな伸びが期待できず、厳しい財政運営を見込んでいました。

そのような社会情勢や財政状況等の変化を見込み、目標は施設総量を40年間で30%、10年間で3%縮減することとしていました。

本市ではこれまで「こどもを核としたまちづくり」を推進してきた結果、子育て世帯を中心に転入超過となり人口増加が続いています。施設総量については、市民サービスの向上のため、明石駅前南地区再開発に市民図書館等の公共施設や中学校給食センター、中核市移行や児童相談所設置により施設総量は、第1期の計画期間では2.1%増加しました。

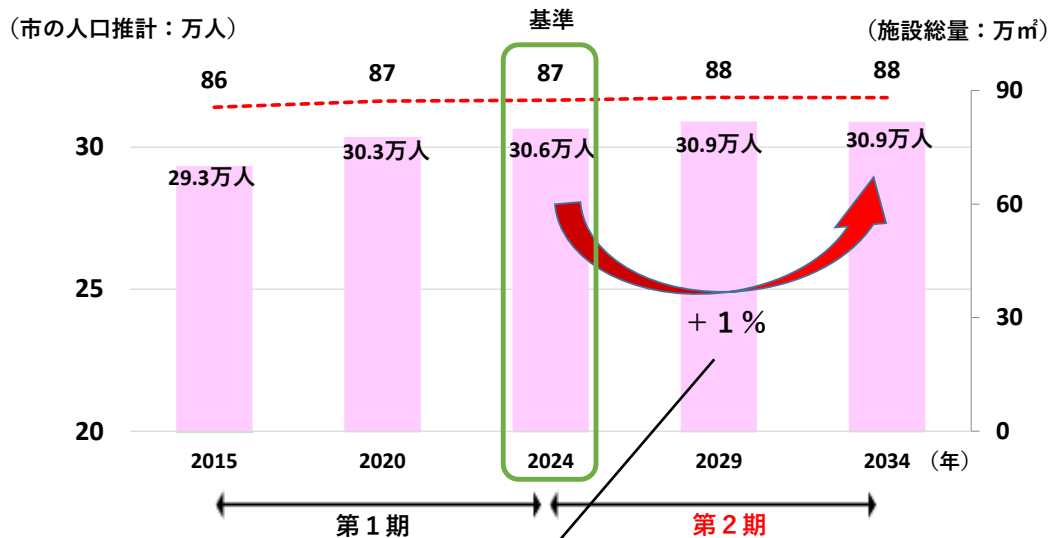
第1期において施設総量が増加したことを踏まえ、改めて、第2期以降の数値目標を設定することとしています。

数値目標は、財政負担を考慮し、「市民一人あたりの公共施設の保有面積」が増加することがないよう人口と連動した目標を設定する必要があると考えています。

将来的な人口減少や今後の財政状況を考慮しつつ、人口動態や分布、市民ニーズ等の変化をはじめ、施設の更新コストなど将来的な財政負担を考慮し、施設総量が増加しないよう、縮減していく必要があり、以下の2つの目標案のいずれかを今後の数値目標とすることを、財政及び公共施設のあり方に関する検討会や市議会などにおける議論等を踏まえ決定していきます。

目標案１：市の人口推計に基づく数値目標の設定

市の人口推計において、第１期末の人口と比較し、第２期(2025年度～2034年度)は約１％増加する見込みであり、施設総量についても、同様の割合で推移すると考えた場合、増加する見込みとなります。



【案１ 数値目標】

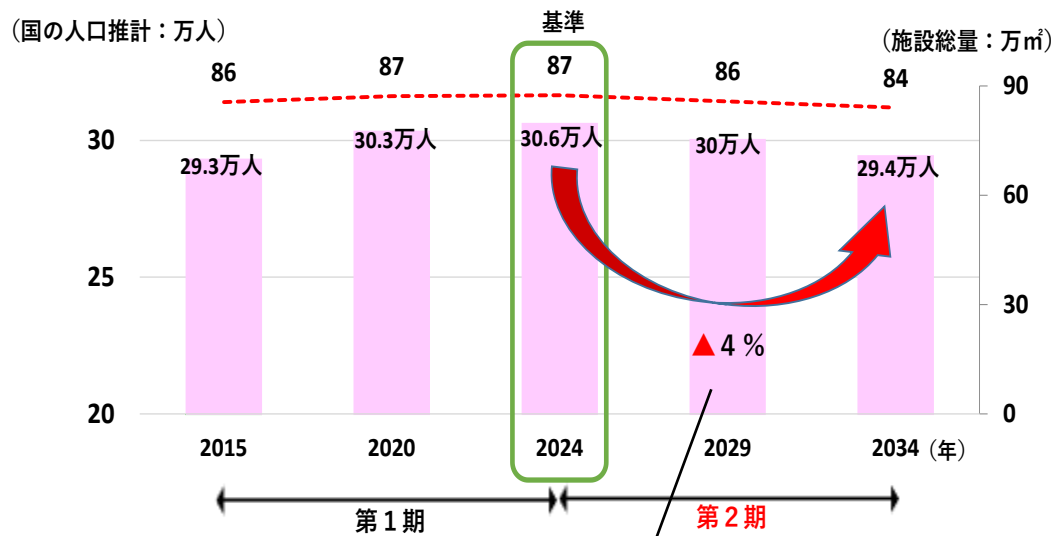
期 数	市の人口推計	施設総量の増加	【最低限】
第2期（2025年度～2034年度）	+1%	+1%	人口が増加した場合でも第1期の増加分の施設総量を縮減させる ▲ 2%

市の人口推計では、人口増加することを見込んでいることから、施設総量が増加することとなりますが、既存の全ての公共施設を維持していくための財源を確保することは困難であることを考慮すると、施設総量を縮減する数値目標を設定する必要があります。

そのため、第１期の目標設定時と同規模の施設総量とすることを**最低限の数値目標**として、第２期において、人口が増加した場合であっても、第１期の増加分の**2%の施設総量を縮減するものです。**

目標案2：国の人口推計に基づく数値目標の設定

国の人口推計において、第1期末の人口と比較し、第2期(2025年度～2034年度)は約4%減少する見込みであり、同様の割合で推移すると考えた場合、縮減する見込みとなります。



【案2 数値目標】

期 数	国の人口推計	施設総量の縮減
第2期 (2025年度～2034年度)	▲4%	▲4%

目標案2は、国の人口推計に基づく収支見込みから人口減少による財政への影響を考慮し、数値目標の設定については、さらに厳しい4%の施設総量を縮減するものです。

第3期以降の数値目標を設定する場合には、どちらの人口推計に基づく場合であっても、縮減の方向を保ちながら、その後の人口推計を踏まえた数値目標を設定します。

4 公共施設配置適正化の取組手法

公共施設配置適正化の基本方針に基づき、今後も市全域を見据えた上で中長期的な視点で、取組を推進していきます。

インフラについては、下記の施設の取組手法を取り入れながら、ライフサイクルコストの縮減を進めます。

取組手法1 施設の有効活用

施設の有効活用により、施設にかかる維持管理費の削減や、施設を廃止し土地を売却することで、施設運営の大幅な財源確保につながります。

少子高齢化、価値観の多様化、情報のデジタル化等に伴い、施設に対する市民ニーズが変化していることから、既存の施設で実施される行政サービスの見直しはもとより、各施設のスペースが効率的に利用されているのかを検証し、余剰となる施設、スペースがある場合には、複合化や集約化、廃止・縮小等により施設を有効利用できないか、施設の民営化を含めた様々な手法を用いて施設総量の縮減に取り組みます。

取組手法2 施設の長寿命化・耐震化・ユニバーサルデザイン化・脱炭素化

施設の計画的な改修により、長寿命化及び耐震化を図りながら、施設の安全性の確保や、財政負担の軽減に取り組みます。

引き続き活用する施設について、点検や劣化度調査等に基づいた予防保全や耐震診断等に基づいた耐震化、バリアフリー等のユニバーサルデザイン化、脱炭素化を推進し、性能を維持・向上させながら、施設を長期的に使用することにより、施設にかかる財政負担を中長期的な視点から軽減するとともに、より長く安全な施設利用を進めていきます。

また、改修が集中する時期には、劣化度調査の結果などから施設改修の優先順位を明確にし、改修時期を分散させ、年度間の財政負担の平準化に取り組みます。

取組手法3 効率的な管理運営

効率的な施設管理運営のため、これまでの施設の管理運営方法にとらわれることなく、管理運営体制の見直し施設の更なる利活用など、一段の民間活力の活用のほか、受益者負担の適正化や新たな財源の確保に取り組みます。

管理運営費の最小化を目指し、コストの実態を把握した上で、効果が見込まれる場合には、電力等の一括調達や、省エネルギー化、指定管理者制度をはじめ、PFI等の民間の資金やノウハウを活用する手法の導入に向けて取り組んでいきます。

さらに、管理運営に係る財源確保の観点から、適切な利用者負担への見直しや有料広告事業（ネーミングライツなど）を導入し、維持運営費の軽減につなげていきます。

取組手法1 施設の有効活用

- (1) 行政サービスの見直し
- (2) 余剰スペースの洗い出し
- (3) 施設の転用・複合化・集約化・廃止・縮小
- (4) 施設の広域化

(1) 行政サービスの見直し

既存の行政サービスについて、人口減少や市民ニーズの変化などを踏まえ、内容の見直しや提供量の適正化に取り組みます。

具体的な取り組み

- ・施設の稼働率や利用状況を踏まえ、サービスの内容が現在の市民ニーズに合っているのか、サービスの量は適正なのかなど、内容や提供量を見直し、余剰スペースを確保していきます。

(2) 余剰スペースの洗い出し

スペースの有効活用がなされているか、施設ごとに用途や利用状況を精査し、余剰スペースの洗い出しを行います。

具体的な取り組み

- ・行政サービスの見直しによる余剰スペースの確保とは別に、施設の利用者が減少傾向にある施設や複合施設において機能が重複したスペースなど、行政サービス提供に対し過度にスペースを占有している状態を見直すため、各施設の利用状況等を精査し、余剰となっているスペースを洗い出します。

(3) 施設の転用・複合化・集約化・廃止・縮小

今後も活用する施設については、施設の有効活用や市民の利便性の向上の観点から、転用や複合化、集約化が実施できないか検討します。

行政サービスの見直しや余剰スペースの洗い出しの結果を踏まえ、それぞれの施設のあり方を検証し、不要と考えられる施設については、廃止し、売却を進めます。

また、施設を更新する場合は、基本方針にもとづき、優先順位をつけた上で、更新する施設は複合施設とします。

なお、施設の複合化は、使用目的に該当しないと設置できないなどの問題がありますが、行政サービスを見直す中で、設置条例の見直し等を含め、見直しを図っていきます。

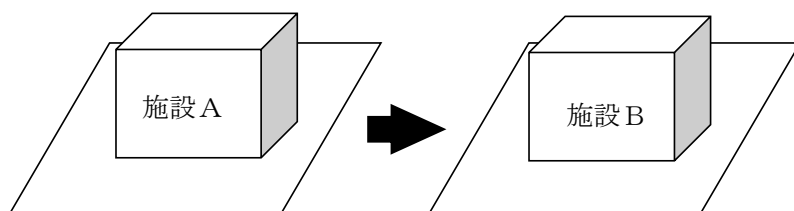
具体的な取り組み

① 継続利用する施設の有効活用

「継続利用」とする施設については、必要な行政サービスや余剰スペースの有効活用のため、転用・複合化・集約化などの手法を実施し、施設の有効活用に取り組みます。

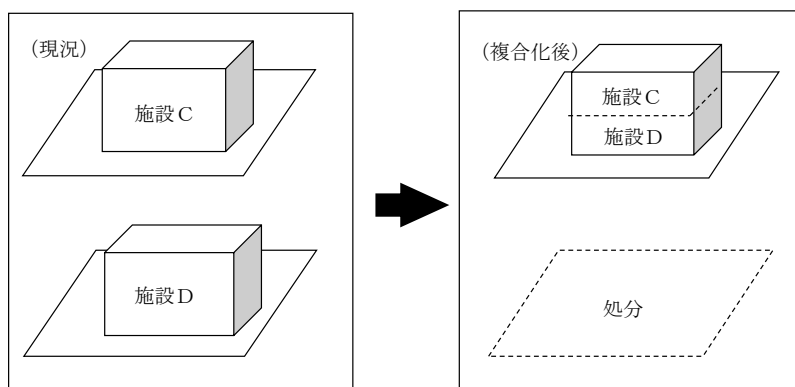
ア 転用（移転）：サービス提供を取りやめた建物またはスペースに、他の施設を整備する。

（手法例）低利用施設の行政サービス内容を変更（施設 A を施設 B に転用）



イ 複合化：複数の用途・機能を合わせて、1つの施設として整備する。

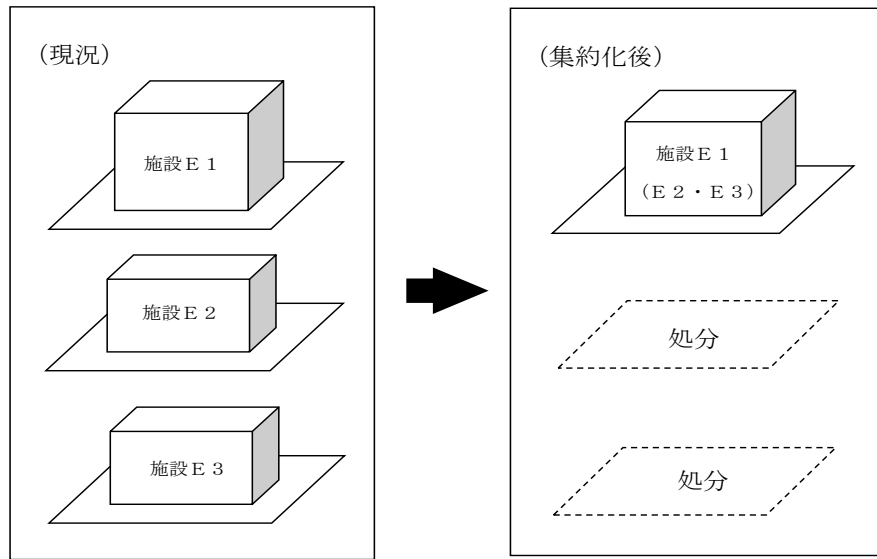
（手法例）低利用・単独施設の複合化（施設 C に施設 D を複合化）



ウ 集約化（統廃合）：類似または同じ機能を集め、1つの施設として整備する。

（手法例）低利用・単独施設の同じ機能の施設を集約化

（施設 E1、施設 E2、施設 E3 を施設 E1 に集約化）



② 施設の廃止・処分

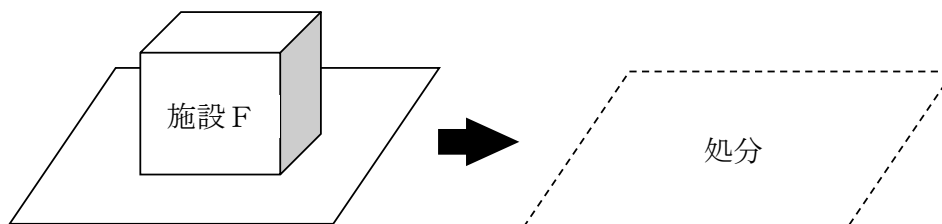
- ・市民ニーズのほか、施設の稼働率、建物の規模や立地条件、老朽化の度合、備わる機能など建物の価値や性能※から、廃止すると判定した施設は、他に活用しない場合、土地を含めて「処分」とします。

※ 建物の価値：施設規模、立地条件、土地価格、避難所指定、施設維持費 など

建物の性能：建築年月、残存耐用年数、耐震性能、バリアフリー など

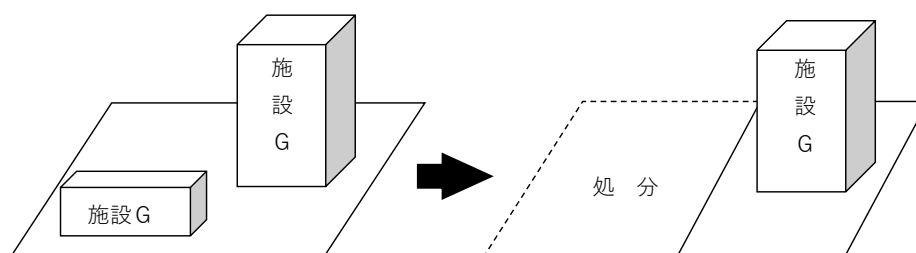
ア 施設の廃止：（手法例）稼働率が低い施設を廃止する。

（F 施設の全部廃止）



イ 施設の一部廃止：（手法例）稼働率が低い施設の一部を廃止する。

（G 施設の一部（G1 施設）の廃止）



(4) 施設の広域化

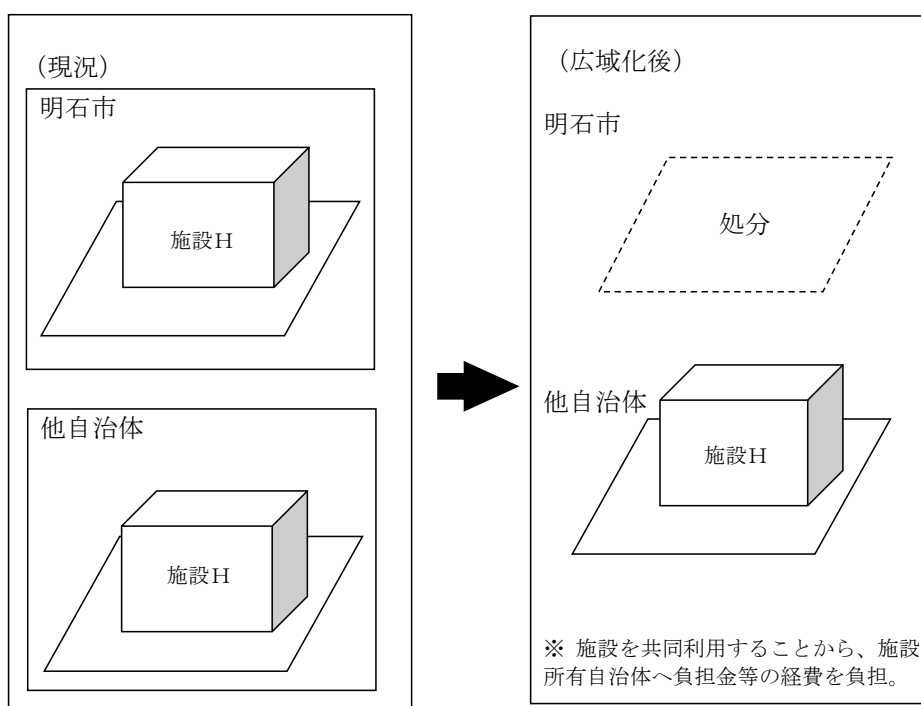
近隣自治体との連携によって、施設の共同利用を進める施設の広域化を検討していきます。

具体的な取組

- これまで、自治体ごとにそれぞれで文化施設や体育施設などを標準的に保有（ハコモノフルセット）してきた傾向にありましたが、全国的に公共施設配置適正化の動きがある中、利用者が市内全域に及び、かつ近隣の自治体と重複した行政サービスを提供する施設については、広域的な視点から、近隣自治体との共同利用を進めることで、施設総量の縮減につなげます。

広域化：他の自治体と重複している施設を共同利用する。

（手法例）重複した施設の広域化（他市の施設 H を共同利用）



取組手法2 施設の長寿命化・耐震化・ユニバーサルデザイン化・脱炭素化

- (1) 予防保全による長寿命化と安全性の確保
- (2) 耐震化等による防災機能の強化
- (3) ユニバーサルデザイン化の推進
- (4) 脱炭素化の推進
- (5) 財政負担の平準化

(1) 予防保全による長寿命化と安全性の確保

老朽化が進行し、トラブルが発生してから修繕を行う事後保全では、建物の損傷が拡大してから修繕等の処置を行うため、広い範囲に処置が必要となり、多大な費用と時間がかかるだけでなく、建物の寿命を短くすることにもつながります。

このため、定期的な施設点検を行い、計画的に改修を行う予防保全により、余分な修繕費を抑えるとともに、建物の耐用年数の延長や安全な施設利用を推進していきます。

具体的な取組

定期的な劣化度調査の実施

- ・一定の条件※を満たす建築物を対象として、3年ごとに劣化度調査を実施し、劣化度状況などの調査データについてシステム管理を行います。このことで、各建築物の劣化度を把握し、予防保全を行うことで、改修費用の抑制や施設の安全性確保を推進していきます。

※一定の条件とは、延床面積 200 ㎡以上の建築物

(2) 耐震化等による防災機能の強化

公共施設は、災害時において、避難所など防災拠点施設として重要な機能を果たすことから、順次、耐震化を進めてきました。小学校や中学校といった教育施設の多くは旧耐震基準で建設された施設ですが、耐震化工事は完了しています。

また、災害時に重要となる緊急輸送路となる橋りょうの耐震化など、インフラについても安全性、耐震性の確保に向けた取組を進めます。

具体的な取組

施設の耐震化の実施

- ・公共施設は、災害時において避難所など防災対策上の必要性や優先度を判断した上で、優先順位の高い施設から耐震化工事を進めていきます。
- ・インフラ施設のうち、橋りょうや上下水道などの施設は、災害時においても、市民の安全を守り、市民生活への影響を最小限に留めるため、耐震化等の対策を計画的に行い、施設の安全性の向上とともに災害時における機能を確保します。

(3) ユニバーサルデザイン化の推進

市有施設については、多様な市民の方々が利用することから、利用者の特性に配慮したバリアフリーや点字誘導などユニバーサルデザイン化を推進します。

災害時等に避難所となる学校や、地域活動等の拠点となるコミュニティ・センター等の施設については、地域の実情に応じた整備・改修を順次進めていきます。

特に学校については、地域コミュニティの拠点に位置付け、文化・スポーツをはじめとした活動も行われていることから、誰もが利用しやすく、より地域に開かれた環境の整備を進めていきます。具体的な取り組みについては、「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画（2020年3月策定）」に記載しています。

具体的な取組

ユニバーサルデザイン化の推進

- ・災害時コミュニケーションツールの設置など情報提供の充実を図ります。
- ・学校等の公共施設のバリアフリー化については、優先順位の高い施設から順次、整備していきます。
- ・障害者や子育て世代等の利用にも配慮したトイレや駐車スペースなど施設の利用者に配慮した整備を推進します。
- ・すべての歩行者が安全で快適に通行できるよう、地域のニーズなどを踏まえ、重要度や緊急度に基づきバリアフリー化を進めます。

(4) 脱炭素化の推進

温室効果ガス排出抑制に取り組み、2050年までにCO₂排出量と吸収量の均衡をとる実質ゼロをめざす「気候非常事態宣言」を2020年3月に表明しています。

持続可能な社会に向けて、省エネ効果の高い設備機器や、公共施設への太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入など脱炭素化に配慮した取組を推進します。

具体的な取組

脱炭素化に配慮した取組の推進

- ・公共施設の照明については、LED照明等の高効率の設備照明への更新を図ります。
- ・施設の新設・更新等に際しては、ライフサイクルコストを踏まえ、太陽光発電設備等の高効率の設備を導入するなど脱炭素化に配慮した施設整備に努めます。

(5) 財政負担の平準化

施設は、その 3 分の 1 以上が昭和 1970 年代に建築されたものであり、これらの施設の大規模改修や建替えの時期が集中すると、市の財政にとって非常に大きな負担となります。

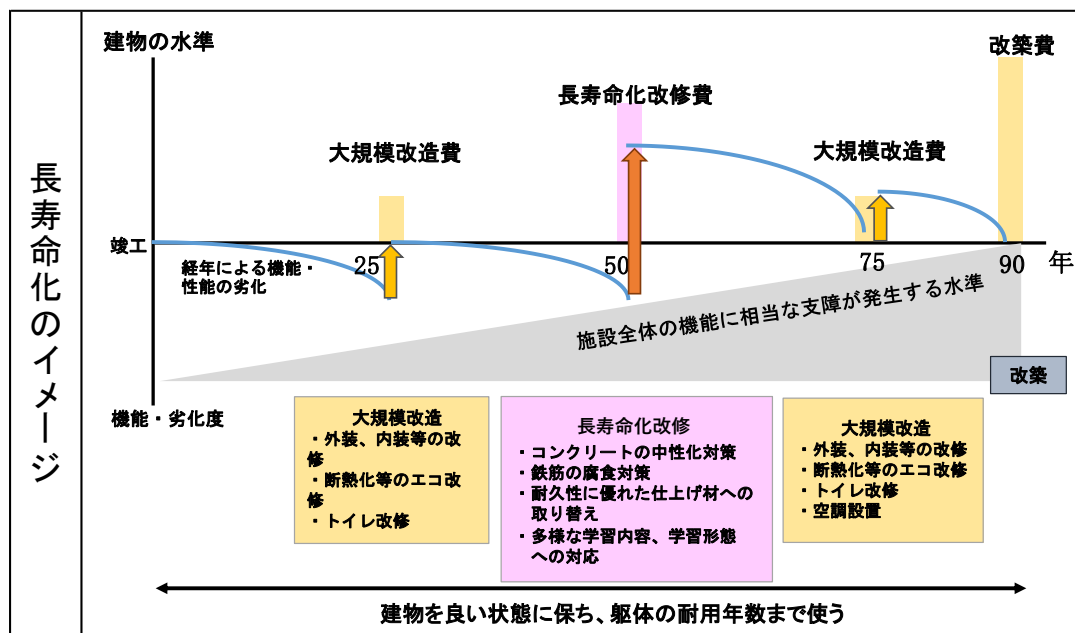
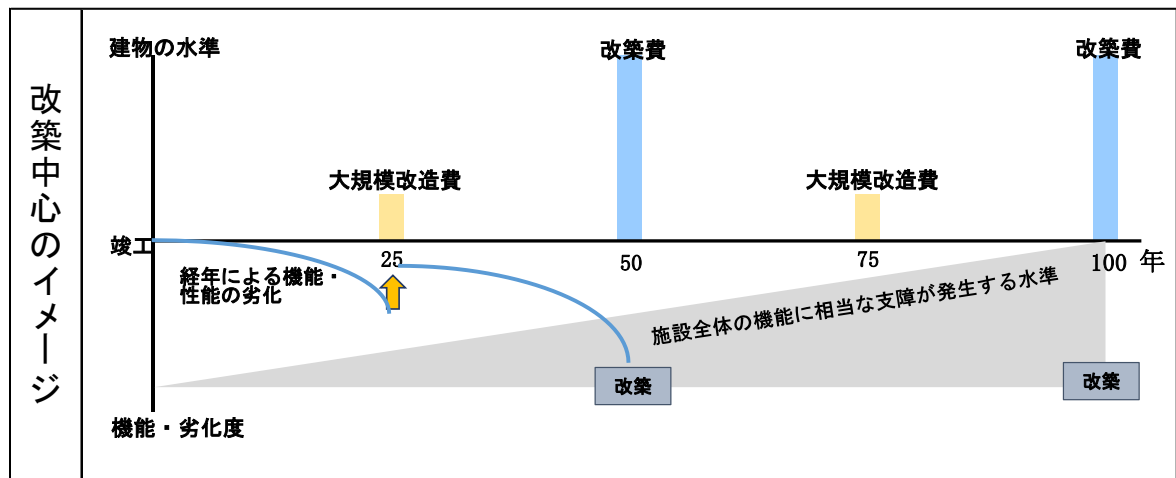
このため、劣化度調査によって各施設のおおよその寿命を把握し、施設の改修や更新の優先順位を明確にすることで、施設の大規模改修や建替えが必要となる時期を分散させ、財政負担の年度間の平準化に取り組みます。

具体的な取組

更新時期の分散と財政負担の平準化

- 更新費用は一定の時期に集中することにより、すべての施設を更新することは不可能です。そのため、更新費用総額の削減だけでなく、財政負担の平準化を図るため、更新時期をできる限り分散させる必要があります。
- 建物の機能を適切な水準まで向上させ、長期にわたり快適に建物を使用できるように配慮します。また、構造躯体が健全で長期間利用可能な施設は長寿命化を図ります。
- 財政収支見通し及び施設の優先順位に基づき、更新費用が特定の年度や期間に集中しないよう、更新時期をできる限り分散させる調整を行います。

改築中心から長寿命化への転換イメージ
 (参考：文部科学省の学校施設の長寿命化計画策定の手引き)



取組手法3 効率的な管理運営

- (1) 施設管理の効率化
- (2) 受益者負担の適正化
- (3) 新たな財源の確保

(1) 施設管理の効率化

施設には、建物の保全費用や更新費用だけでなく、維持管理費、運営費などの費用が発生しています。持続可能な施設運営に資するため、それらの費用についても、施設管理の効率化を進めることで、更なる削減に取り組みます。

また、効果的・効率的な施設運営が見込まれる場合には、民間活力の活用も進めていきます。

具体的な取組

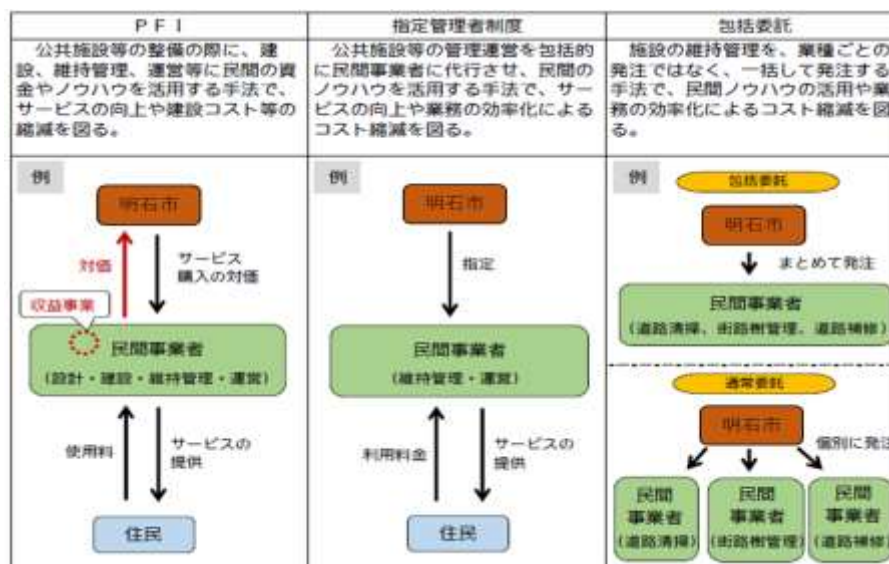
ア 施設の一元管理

施設の安全性の向上と維持管理業務の効率化のため、施設ごと、業務ごとに委託していた保守点検や清掃、修繕等を一括して委託する市有施設包括管理業務委託を2018年度から導入し、2025年度現在172施設を対象施設としています。

専門事業者との連携による施設の安全・安心を向上させるとともに、施設の工事・修繕履歴や劣化状況、部位の更新時期等を一元的に管理し、改修費用の縮減や平準化を図ります。

イ 民間活力の活用の推進（PPPの推進）

業務委託や指定管理者制度、民間提案制度等の活用など、効率的な管理運営手法の導入を推進するほか、効果等を検証した上で、PFIをはじめとする民間の資金やノウハウを活用する手法を導入し、効果的・効率的なサービスの提供を推進します。



《参考》 PPP、PFIについて

※PPPとは・・・

Public Private Partnership(パブリック・プライベート・パートナーシップ)の略。市と民間(企業、NPO、市民等)が相互に連携して市民サービスを提供する手法(公民連携)の総称です。

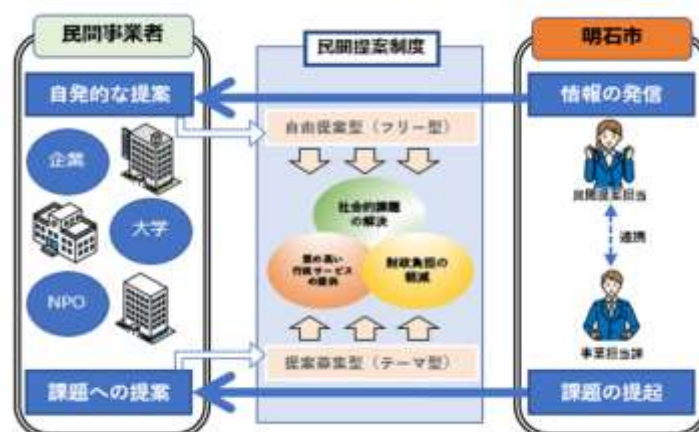
※PFIとは・・・

Private Finance Initiative:プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略で、PPPの手法の一つです。行政と民間が契約を結び、庁舎や文化施設といった施設や設備の設計・建設から維持管理・運営を一括して民間事業者に委ねることです。

ウ 民間提案制度

複雑・多様化する市民ニーズに対応するため、民間事業者のノウハウを活用して、様々な事業を推進します。産業界、教育・研究機関等と市がそれぞれの特性やネットワークなどのリソースを活用し、産官学共創で課題解決を図ります。

民間提案制度では、民間事業者や学術機関等のアイディアやノウハウを活かした提案を募集し、産官学連携で事業化を進めていきます。



エ 保有形態の見直し

民間施設の活用、施設の民間や地域への移譲など、市が保有するよりも効果的・効率的と考えられる場合には、保有形態の見直しも検討します。

オ 施設の貸付、売却

施設において余剰となっている部分がある場合には、該当部分の貸付または売却により、維持管理コストの縮減及び今後の施設更新費用の財源とすることを基本とします。

(2) 受益者負担の適正化

サービス提供に要する経費に応じた利用者負担により、受益者負担の適正化を進めます。使用料等は、施設利用の対価として負担するものですが、管理運営費の不足分は税金、つまり市民全体で負担します。利用者増加策を実施することを前提としながら、利用する市民と利用しない市民に不公平が生じないように、使用料等の受益者負担の適正化に取り組みます。

具体的な取組

公共施設には、図書館や公園など公共性が高いものから、特定の市民が利益を享受するものや、民間に類似サービスが存在するものまで様々なものがあります。提供するサービスの性格や行政が関与すべき度合いにより、市と利用者の負担割合を設定した受益者負担の基本となる算定基準にもとづき、管理運営費や使用料等の算定根拠を明確にし、他自治体と比較した上で、使用料等の適正化に取り組みます。

(3) 新たな財源の確保

公共施設の管理運営に係る自主財源の確保の観点から、保有資産の有効活用を推進し、維持管理費の軽減につなげていきます。

具体的な取組

市と民間事業者等との契約により、公共施設に愛称等を付与させる代わりにその対価を得て、公共施設に係る財源の確保を図り、施設の管理運営に役立てることを目的として、ネーミングライツ（命名権）の導入に取り組みます。

公共施設のスペースを広告媒体として提供し、民間事業者等から広告収入による財源の確保を図っていきます。

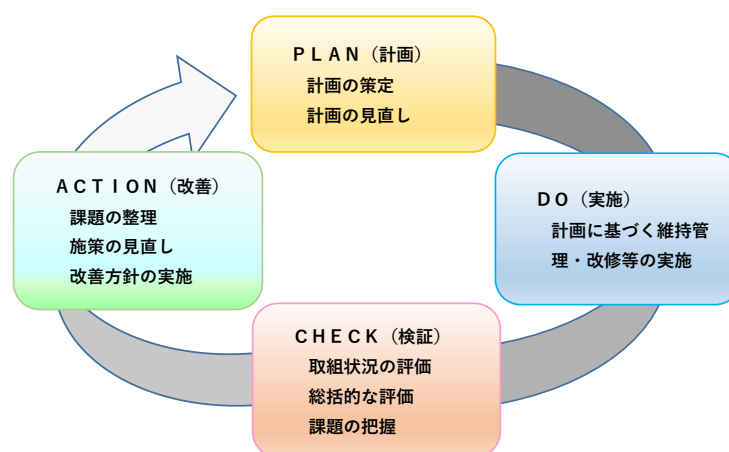
5 公共施設配置適正化の進め方

(1) PDCAサイクルによる進行管理

計画の着実で効率的な推進を図るため、計画の策定や実施を通じPDCAサイクル（計画・実施・検証・改善）による進行管理を行います。

計画で定める目標や取組手法の達成状況を検証、評価をしながら、計画の改定に反映させ、施設やサービスの改善・改革を進めていきます。

なお、計画期間は10年としていますが、計画の達成状況等により、必要な場合には取組手法や数値目標の見直しについて検討します。



(2) 長期総合計画や各施策分野における個別計画との整合

本市では、あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）において、2030年のあるべき姿を「SDGs未来安心都市・明石」～いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで～」と定め、施策を重点的に展開し、まちづくりを推進しています。

防災やコミュニティ推進、教育、福祉等の分野ごとに個別計画を定めており、長期総合計画に掲げるまちの姿の実現を目指しているところです。

公共施設配置適正化の具体的な取組に当たっても、長期総合計画や各個別計画との整合を図るとともに、必要により施設の果たす役割や提供されているサービスなど、個別計画を見直すことも含め、実効性を確保していきます。

(3) 市民との情報共有

公共施設の見直しは、市民、特に利用者にとって影響を受けることになります。また、保健、医療、子育て支援など市民生活に密接な施設については、利用者だけでなく、地域に与える影響も大きいことから、市民、地域社会に情報提供を行い、丁寧に説明していきます。

市民と行政が問題意識を共有することも当然に重要なことです。公共施設を利用し、または支えている多くの市民と行政が問題意識を共有し、将来の公共施設のあるべき姿について幅広い議論を進め、将来のまちづくりにとって実効性のある取組となるように、市民参加型ワークショップ、意見公募等を通じて、施設に関する様々な情報を積極的に開示・提供していきます。

(4) 国・県・近隣市町との連携

総務省より、「公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針の策定について（2014年4月22日付）」の指針が出され、総合管理計画の全国的な策定が推進されました。本市においても、2015年3月に基本計画を、2017年3月に実行計画を策定し、その後、国の指針の改定に合わせ、本市もその都度、計画に反映してきました。今後も、国・県の動向を見極めながら、公共施設配置適正化に取り組んでいきます。

また、自治体単独での取組ではなく、国や県、近隣市町との連携を進め、広域化等への取組も検討していきます。

(5) 施設カルテや公会計と連動したマネジメント

施設カルテについては、施設保全・マネジメントシステムを活用し、建物台帳、施設保全ガイドラインのデータを反映し、毎年度施設の修繕履歴等を更新し、「施設のあり方」とともに、「中長期的な修繕計画」「具体的な取組み」などについての検討資料として、活用します。

公会計については、資産・負債（ストック）情報の把握、発生主義による行政コストの把握、有形固定資産減価償却率による施設老朽化の把握など、固定資産台帳と連動した進捗管理等があり、公共施設マネジメントについて情報の一元化・共有化を進めていきます。

(6) 職員の意識改革

中長期的かつ多岐にわたる公共施設配置適正化の取組を推進するには、施設を所管する関係部署だけで縦割りの判断をするのではなく、全ての公共施設の目的や配置状況を踏まえ、市全体を見据えた判断が必要となります。

そのため、職員一人ひとりが、公共施設を取り巻く現状認識や課題を共有した上で、行政運営の基本となる最少の経費で最大の効果を得るという視点を常に持ち続け、取組の考え方や手法等について、前例にとらわれることなく柔軟な発想をもって、公共施設配置適正化が推進できるよう、職員の意識改革に取り組みます。